



市民相談

Citizen consultation

相談名	相談日	時間	場所	受付方法	問い合わせ
行政相談会 国の行政機関などに関する苦情・要望について対応	7/27(火)	13:30~16:00	保健福祉センター3階 (栄養指導室洋室)	当日午後3時30分までに相談場所へ(先着順)	市民課 市民相談係
法律相談会 弁護士が対応します(予約制・先着9人)	①7/15(木) ②7/21(水)	13:00~16:00	①高野口地区公民館 ②市役所1階(相談室)	7/8(木) 午前8時30分から直通電話のみ受付 ☎39-7200	市民課 市民相談係
年金出張相談 (予約制) 厚生年金や国民年金の相談や手続き	8/12(木) 8/26(木)	10:00~15:00	教育文化会館3階(第3研修室)	7/12(月)から和歌山東年金事務所お客様相談室へ電話申込	和歌山東年金事務所 ☎073-474-1841
心配ごと相談 市民生活での心配ごと全般	①7/2(金) ②7/5(月) 7/20(火)	13:00~16:00	①高野口地区公民館 ②保健福祉センター2階(会議室4)	相談日時に相談場所へ(電話相談は相談日時に☎33-0294へ)	社会福祉協議会 ☎33-0294
こころの相談 (予約制) こころの病気、ひきこもりなどで悩んでいる人や家族	7/2(金) 7/29(木)	午後から	橋本保健所	橋本保健所保健課へ	橋本保健所保健課 ☎42-5440
認知症電話相談 認知症やその介護についての電話相談	7/6(火) 7/20(火)	13:00~17:00	——	相談日時に電話で受付 ☎0120-555-294	橋本市地域包括支援センター ☎32-1957
NPO相談会 (予約制) NPO法人の設立・運営管理・各種手続きなど	7/14(水) 7/28(水)	10:00~16:00	市民活動サポートセンター	市民活動サポートセンターへ	市民活動サポートセンター ☎33-0088
消費生活相談会 悪質商法の被害、消費者の契約・取引トラブルなど	①7/6(火) ②7/13(火) ③7/20(火) ④7/27(火)	13:00~16:00	①かつらぎ町役場 ②高野町役場 ③橋本市消費生活センター ④九度山町ふるさとセンター	相談日時に相談場所へ	消費生活センター
多重債務等無料相談 司法書士による相談	月~金曜日	10:00~15:00	——	相談日時に電話で受付 ☎073-422-4272	和歌山相談センター ☎073-422-4272
人権相談 (※1) いじめ、差別、虐待、家族や近隣間の悩み事など	7/9(金)	13:30~16:00	高野口地区公民館	当日午後3時までに相談場所へ 予約も可能	人権・男女共同推進室
女性電話相談 女性が抱える心配ごと全般	月~金曜日	9:00~13:00 ※1回30分程度	——	相談日時に電話で受付 ☎33-8525	人権・男女共同推進室
その他の相談 (詳細についてはお問い合わせください) 教育相談(市内に在住・在学する子どもの不登校、いじめなど) … 問い合わせ: 教育相談センター ☎32-1512 家庭児童相談(子育ての悩み、児童虐待や不登校など) … 問い合わせ: 家庭児童相談室 ☎33-2111 青少年センター相談(※2)(非行など) … 問い合わせ: 青少年センター ☎32-2124 消費生活相談(悪質商法や多重債務に関する悩みなど) … 問い合わせ: 消費生活センター ☎33-1227 耐震相談(耐震診断や耐震改修など)・空き家相談 … 問い合わせ: 建築住宅課 ☎33-1115					

※1 人権相談は、和歌山地方方法務局橋本支局(☎32-0206)でも随時実施しています。
※2 青少年センター相談は、Eメール(genki@city.hashimoto.lg.jp)による相談もできます。

介護サービス相談

橋本市地域包括支援センター … ☎0120-555-294 紀和病院在宅介護支援センター … ☎33-5000
ひかり苑在宅介護支援センター … ☎37-3000 在宅介護支援センターさくら苑 … ☎44-1189

防災はしもとメール配信

- 登録方法(詳しくは危機管理室へ)
bousai.hashimoto-city@raidan.ktaiwork.jp に空メールを送信後、返信メールに従って登録してください。
- 配信内容 気象警報、防災情報、行政情報



▲二次元コード

防災行政無線 テレホンサービス

防災行政無線の放送内容を確認することができます。
☎0120-78-0620
※上記番号でつながらない場合は、☎0736-39-0620へ(有料)

健康・福祉

後期高齢者医療の保険証更新のお知らせ

【保険年金課】

7月31日の有効期限満了により、後期高齢者医療の保険証(被保険者証)を更新します。

新しい保険証は「みず色」です。

7月中旬から順次、簡易書留郵便で郵送する予定です。



●新しい保険証について

7月1日から有効ですので、保険証が届き次第使用できます。

●現在お持ちの保険証について

これまでの「うすい緑色」の保険証は、8月1日以降使用できません。保険年金課に返却していただくか、ご自分で処分してください。

※ご自分で処分する場合は、細かく裁断するなどして、住所や氏名などが他の人に知られないように十分注意してください。

●一部負担金の割合をご確認ください

令和3年度住民税の課税所得により、一部負担金の割合が変更になっている場合がありますのでご確認ください(住民税の課税所得が145万円以上の被保険者がいる世帯の人は、一部負担金の割合が3割です)。例えば、今まで1割だった人が3割負担に変更となる場合は「3割(令和3年7月31日までは1割)」と表示されます。

●問い合わせ

保険年金課 高齢医療係 ☎33-1273

後期高齢者医療保険における限度額適用・標準負担額減額認定証について

【保険年金課】

入院・外来時の一部負担金(自己負担額)が限度額までとなる認定証を申請により交付します。

限度額は世帯の所得により決定されます。なお、自己負担割合が1割で住民税が課税されている世帯の人は、後期高齢者医療被保険者証を提示することにより自己負担額が限度額までとなるため、申請不要です。

●対象

- 住民税非課税世帯に属する人
 - 住民税課税所得145万円以上690万円未満の人
- ※すでに認定証をお持ちの人には、7月末までに新しい認定証を郵送しますので、申請は不要です。

●持ち物

- 後期高齢者医療保険被保険者証
- 届け出される人の本人確認ができるもの

●申請先・問い合わせ

保険年金課 高齢医療係 ☎33-1273

老人医療費支給制度について

【保険年金課】

市では、要件に該当する67歳から69歳の人を対象に、2割負担で保険診療を受けられる医療費助成を行っています。助成を受けるには申請が必要です。

●支給要件(他にも要件があります)

- 本人を含む世帯全員が、住民税非課税であること
 - 世帯全員の前年の収入合計額が基準額以下であること(基準額=1人世帯の場合100万円)。
- ※世帯員が1人増えるごとに40万円が基準額に加算されます。また、収入とは、障害年金や遺族年金などの非課税収入も含めた額です。

●申請先・問い合わせ

保険年金課 高齢医療係 ☎33-1273

ご利用ください！憩いの家「すみだ寮」

すみだ寮は、市民の皆さんの健康増進と福祉向上を目的とした憩いの家です。各種団体のサークル活動などにご利用ください。

【環境美化センター】

- 施設内容 和室(2室)
- 利用料 無料
- 休寮日 月・火曜日および12月28日~1月4日
- 申込方法 利用希望日の7日前までに申し込んでください。なお、利用の取消しや変更は利用日の3日前までお願いいたします。
- 申し込み・問い合わせ すみだ寮(隅田町中島1056-4) ☎36-1007

